

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成25年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。
歯科訪問診療料算定患者については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に《 》の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は下段の太枠を参照。

有床義歯	印象採得料 (1装置につき)		単純印象 { 簡単なもの 40 (60) 困難なもの 70 (105)		連合印象 228 (342)		特殊印象 270 (405)			
	咬合採得料 (1装置につき)		少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 55 (83)		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 185 (278)		総義歯 280 (420)			
	仮床試適料 (1床につき)		少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 40 (60)		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 100 (150)		総義歯 190 (285)			
	鑄造鉤 (材料料を含む)		双子鉤		二腕鉤 (レスト付)					
			大大・大小 犬小・小小		大白歯		小白・犬歯		前歯	
	14 K		904 (904) 778 (778)		760 (760) 633 (633)		536 (536)			
	金パラ		571 (571) 497 (497)		446 (446) 415 (415)		401 (401)			
	ニッケルクロム合金 コバルトクロム合金		235 (235) 235 (235)		217 (217) 217 (217)		217 (217)			
	線鉤 (材料料を含む)		双子鉤		二腕鉤 (レスト付)		レストなし		フック、スパー	
	14 K		569 (569) 425 (425)		-		-			
不銹鋼・特殊鋼		209 (209) 149 (149)		129 (129)		103 (103)				
バー (1個につき) (材料料を含む)		屈曲 { 金パラ { パラタル 866 (866) リングル 918 (918) 不銹鋼・特殊鋼 287 (287)		屈曲 { 金パラ 984 (984) ニッケルクロム合金、コバルトクロム合金 456 (456)		保持装置 (1個につき) 60 (60)				
有床義歯 (装着料・材料料を含む, 人工歯料は別算定)		レジン床義歯		熱可塑性義歯		床適合		床適合		
局部分		1歯~4歯 622 (652) 270 (405)		5歯~8歯 753 (783) 320 (480)		9歯~11歯 1045 (1105) 480 (720)		12歯~14歯 1467 (1527) 680 (1020)		
総義歯		2340 (2455) 1000 (1500)		3056 (3171) 1000 (1500)						
装着料		少数歯欠損 (1歯~8歯) 60 (90)		多数歯欠損 (9歯~14歯) 120 (180)		総義歯 230 (345)				
人工歯料 (有床義歯, ジャケット冠, ポンティック (前歯・小白歯))		部位		前歯部		小・白歯部				
材料		両側		片側		両側		片側		
レジン歯		25		13		26		13		
熱可塑性樹脂		63		32		83		41		
硬質レジン歯		59		30		77		39		
床用陶歯		179		90		97		48		
補綴隙 (1個につき) 30 (30)		有床義歯修理 (装着料を含む)		6月以内の修理						
*少数歯欠損 (1歯~8歯) 254 (381)《366》		*多数歯欠損 (9歯~14歯) 284 (426)《396》		*総義歯 339 (509)《451》		142 (213)《198》		172 (258)《228》		
227 (341)《283》		歯科技工加算 (院内技工士により2日以内に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) +22 (+33)《+33》		注) ○印象採得, 咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理, 床裏装の際, 人工歯料を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。						

在宅医療	歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)		在宅患者等急性歯科疾患対応加算 (急性対応) (1日につき)		歯科訪問診療補助加算 (1日につき)	
	診療時間 20分以上 ※容体急変により治療を中止した場合はこの限りでない		20分未満		同一建物において	
	患者1人 歯科訪問診療1...850		初・再診料		患者1人 +170	
	複数患者 歯科訪問診療2...380				5人以下 +85	
					6人以上 +50	
					在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士の診療補助 +110	
					+45	
	訪問時間に関する加算		患者の状態による加算		連携に関する加算 (文書提供)	
	緊急		夜間		深夜	
	1時間を越えた場合30分またはその端数増す毎		歯科診療困難者		地域医療連携体制加算	
入院中患者以外 午前8時~午後1時		深夜を除く 午後7時~午前7時		午後10時~午前6時		
歯科訪問診療1 +415		+830		+1660		
歯科訪問診療2 +190		+380		+760		
+100		+175		特導 +250		
+300		特掲診療料の加算		抜髄 感染根管処置 普通抜歯 膿瘍切開 有床義歯修理 50/100加算		
歯科疾患在宅療養管理料 (月1回) (歯科疾患管理料の併算定は不可) (文書提供が必要)		在宅療養支援歯科診療所の場合 140		口腔機能管理加算 +50		
その他の場合 130		在宅患者歯科治療総合医療管理料 (月1回) 140		(医科からの診療情報提供により在宅で総合的医療管理を行った場合)		
在宅患者連携指導料 (月1回) (他職種との連携) (1回目の訪問診療から1月以内は算定不可) 900		訪問歯科衛生指導料 (月4回まで) (文書提供が必要) (訪問診療日より1月以内)		複雑なもの (1人の患者に20分以上) 360		
簡単なもの (1人に20分未満または複数で40分を超える場合) 120		在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで) 200		(医療関係職種等がカンファレンスを行い, その結果を踏まえて指導した場合)		

《クラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数》

歯冠形成 (1歯につき)		窩洞形成 (KP) (複雑なもの) (インレー支台ブリッジのみ) 86		顎運動関連検査 (1装置につき) 266	
金 属 冠		接着Brの支台		ジャケット冠	
前歯 3/4冠		レジン前装金属冠		白歯%冠・FMC(旧:FCK)	
生PZ 557		557		214	
失PZ 445		445		116	
失活歯メタルコア加算 (レジン前装金属冠, 全部金属冠, ジャケット冠) ... +21		支台築造 (材料料を含む)		ブリッジ平行測定 (1装置につき)	
印象採得料 (1個につき)		単純 21		連合 43	
咬合採得料 (1個につき) 11		装着料 (1個につき) 歯冠修復 32		金属歯冠修復 (材料料を含む)	
金属歯冠修復 (材料料を含む)		前歯%冠		白歯%冠	
FMC(旧:FCK)		レジン前装金属冠			
前歯小歯		金 パ ラ		470	
銀 合 金		288		246	
ニッケルクロム合金		265		223	
大白歯		金 パ ラ		511	
銀 合 金		258		368	
ニッケルクロム合金		225		328	
14 (ブリッジの支台として使用する場合) K		973			
ジャケット冠 275 + 人工歯料		硬質レジンジャケット冠 { 光重合 738 加熱重合 533		補綴時診断料 (1口腔につき) 70	
テンポラリークラウン 21		ブリッジ (1装置につき)		ワンピースキャストブリッジ	
		5歯以下		6歯以上	
印象採得料		196		232	
咬合採得料		49		98	
リテイナー (支台形成後の算定)		70		210	
試適料 (前歯部に係る場合)		28		56	
装着料		105		210	
仮着料		28		56	
ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)		鑄造		金 パ ラ	
前歯小歯		金		730	
大白歯		銀		625	
ニッケルクロム合金		金		345	
金属裏装		14 K		前歯	
金 パ ラ		前歯		1064 + 人工歯料	
その他		金		小白歯	
ニッケルクロム合金		金		746 + 人工歯料	
前歯小歯		銀		前歯	
ニッケルクロム合金		金		701 + 人工歯料	
前歯小歯		金		前歯	
ニッケルクロム合金		金		555 + 人工歯料	
前歯小歯		金		前歯	
ニッケルクロム合金		金		1082	
前歯小歯		銀		前歯	
ニッケルクロム合金		金		878	

注) ○著しく歯科診療が困難な者の点数は, 全身麻酔を行った場合は算定できない。
○6歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な者であった場合については, 6歳未満の乳幼児加算のみを算定する。